

かわちのタイムス

2016.6.1発行 No. 21

かわちの社労士事務所

社会保険労務士 喜多裕明

〒577-0012 東大阪市長田東 2-3-22-601

T)06-6785-7133 F)06-6785-7133

E-mail: info@kawachino.org

URL: http://kawachino.org

これなら使える 雇用保険助成金 ⑧

【両立支援等助成金】

介護取組支援助成金

《もらえる会社》

1 厚生労働省作成の「介護労働者に対するための両立支援モデル」に基づいて、以下の3点の取組を全部行っていること。

① 社員の仕事と介護の実情についての社内アンケート。

② 社員が介護に直面する前に、研修やリーフレットの配布などの支援。

③ 社員が介護に直面した際に、相談できる窓口を社内に設置し、知らせる。

2 育児・介護休業法で定められた介護休業、所定労働時間の短縮等について就業規則等に規定していること。

3 厚生労働省関連取組公表サイト「両立支援のひろば」に登録し、取組を公表する。

《もらえる金額》

1会社1回のみ 60万円

※予算に限りがあります(早い者勝ち)。

労災事故発生… かわちの社労士に すぐ電話！

保険請求はお任せ下さい

労災事故は予防が第一。それでも事故が起こってしまったら、迅速で正確な保険請求を。社労士が代行します。

◆最近の事故事例から

①被災労働者は解体工事の足場から転落。作業が終了し、足場から降りるために安全帯

を付け替えようとしたときにバランスを崩した。足を骨折して長期入院。

②被災労働者はバイクで帰宅途中、横から進んできた軽自動車

を避けようとして転倒。救急病院へ搬送された。足を負傷して3週間休業。

◆後遺障害の請求も

昨年起こった事故では、長期の加療後もケガが治りきらず(症状固定)、障害補償給付(年金または一時金)を請求した事例も2件ありました。

労働者からの相談では、工

事現場での負傷を下請事業主

と元請が認めてくれず、「証明

拒否」のまま、労働基準監督

署に申立てを行っています。

事故発生から時が経つほど、

正確な事実が把握しにくくな

ります。事故が起こったらす

ぐに連絡を心掛けましょう。

紫陽花の季節はさておき、

労働保険の年度更新の期限

(7月10日)が近づきました。

「事務がたいへん」「保険料の

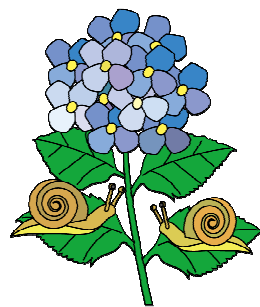
負担が大きい」という方に、

労働保険事務組合への加入を

お勧めします。事業主とその

家族、一人親方も特別加入で

きます。



助成金行脚日誌

あんぎゃ

【五月十三日】

「雇用保険助成金の豆(マメ)知識」と題して、ご近所の保険代理店の営業マンの方々に講習。

【五月二十六日】

保険代理店の得意先様の木材商、合板・木製品製造会社を訪問。

【五月三十一日】

◎労働基準監督署に介護事業所の就業規則・パート就業規則を提出。

助成金計画画のため。

◎助成金センターに計画画三件提出。何れも「職場定着支援助成金・雇用管理制度助成(今年度から全業種対象)」。

【六月一日】

「キャリアアップ助成金・人材育成コース」のOf+JT講習。テーマは「労働災害予防・安全衛生・労災保険の基礎知識」。

年金よろず相談

生活保護と障害年金

参り巻上

B 郎 数年前から生活保護を受けています。障害年金をもらえたら、少しは自活できるかなと思いい、相談しました。

社労士 この数年間はどんな暮らしをされてきましたか。

B 郎 家族と離れて、引越しを繰り返しました。福祉

B 郎 事務所まで声を掛けられた人に連れて行かれて、ポロポロのパートに移ったこともあり

社労士 「貧困ビジネス」に捕まった？危なかったですね。

B 郎 ご病気の方はどうですか。

B 郎 中小企業の工場に勤

B 郎 C 診療所です。生活保護の医療券で診てもらえる

社労士 C 診療所に問い合わせ

社労士 診察所に問い合わせ

B 郎 診察にも同

社労士 ケースワーカーや主治医にも相談しましたが、障害年金については、あまりよい返事がもらえませんでした。

社労士 生活保護は「他法優

B 郎 ケースワーカーや主治医にも相談しましたが、障害年金については、あまりよい返事がもらえませんでした。

社労士 生活保護は「他法優

B 郎 障害年金をもらっても、「意味がない」ということですかね。

社労士 まだお若いですし、障害年金をもらいながら、就労支援を利用するのもよいのでは。もし1・2級の障害年金がもらえることになったら、生活保護費に加算が付きます。

B 郎 やってみたいと思います。お願いします。(つづく)

※このコーナーは、実際に寄せられた相談をモデルにしたフィクションです。

だから映画はおもしろい vol.18

『殿、利息でござる』 (2016年、日本)



●「時代劇」といえば、何と言っても「チャンバラ」。『七人の侍』も『たそがれ清兵衛』もチャンバラの魅力抜きには語れません。そんな中、『武士の家計簿』に続いて、同じ原作者（磯田道史）による本作は「チャンバラがなくても面白い時代劇」です。どちらも「じつは“実話”」です。中村義洋監督。

●江戸時代、百姓への重税に加えて、宿場町には重い出費が課せられていました。この苦しみから逃れるため、藩の財政が苦しいことに目を付けた町民が出資金を集めて、藩に貸付け、金利を得ることを思いつきます。商売の出資と間違えて名乗り出る者もいましたが、「事を成すまでは秘密、その後も末代まで口外しない」と誓い合って、賛同者を増やしていきます。

「守銭奴」と思われていた造り酒屋兼金貸業の店主が親子2代に亘って宿場を守ろうとしていたことも明らかに。銭5千貫（千両？）が集まり、ついに藩の役人に貸付を直訴しますが…。

●「千両＝3億円」などの字幕付きで、当時の貨幣価値がわかります。信用制度における「利子生み資本」についても考えさせられました。

編集後記

▼将棋界に二十代の佐藤天彦（あまひこ）新名人が誕生。「世代交代」が加速するの
か、「羽生世代」などの中年組が踏ん張るでしょうか。
▼そのアマヒコさんも属する「ゆとり世代」。ゆとりどころか、貧困・非正規雇用・就職難に苦しむ若者が多いと感じます。18歳選挙権の行使が注目されます。